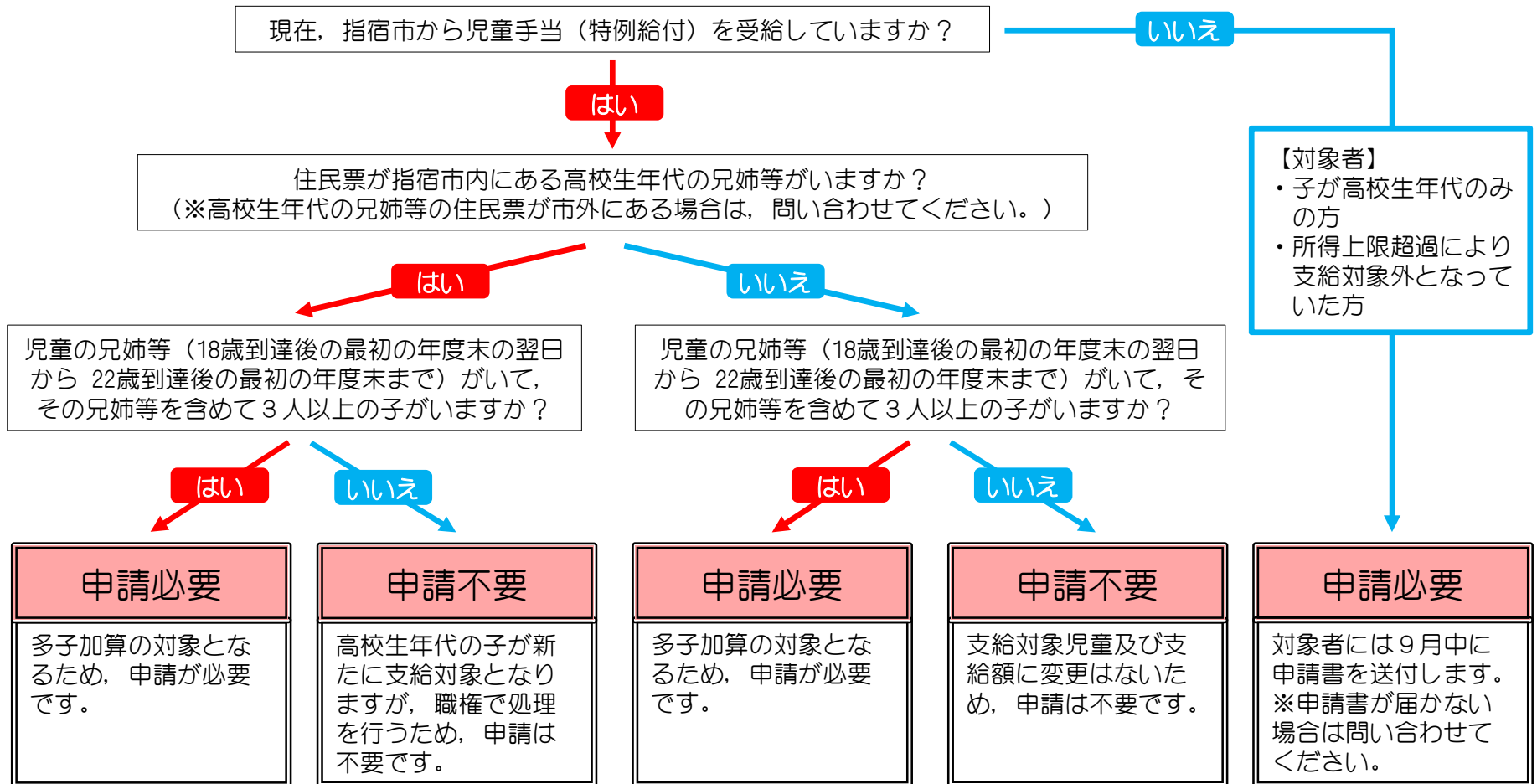


児童手当制度改正 申請要否フローチャート



※ 令和6年10月31日（必着）までの申請については、令和6年12月の初回支給から改正後の対象児童数及び支給額にて支給します。それ以降でも、令和7年3月31日（必着）までは申請可能（この場合も令和6年10月分からの児童手当を支給）ですが、支給月が遅れます。

※ 令和7年4月以降に申請した場合は、申請した翌月分からの支給になりますので注意してください。